

返 戻 金 制 度

有料職業紹介事業の紹介料に係る返戻金制度について、採用決定者が入社辞退や自己都合により退職および休職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で本件報酬を返還するものとする。ただし、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではありません。

- (1) 退職、解雇が、入社後1ヶ月未満の場合： 本件報酬の 50%
- (2) 退職、解雇が、入社後1ヶ月以上2ヶ月未満の場合：本件報酬の 30%
- (3) 退職、解雇が、入社後2ヶ月以上3ヶ月未満の場合：本件報酬の 15%
- (4) 退職、解雇が、入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：本件報酬の 10%

許可番号 43-ユ-300233

株式会社カラーズプランニング

熊本県熊本市中央区水前寺五丁目5番 12 号